

とっとりバイオフロンティア施設利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとりバイオフロンティア施設利用料補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、「認定事業者」とは、染色体工学技術及びその研究成果（以下「染色体工学技術等」という。）を活用（自社製品の安全性試験や化学分析等への活用等補助的に活用する場合を除く。以下同じ。）して、新しい製品、技術、サービスの開発及び事業化に取り組み、かつ、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有する中小企業者等（本補助金の交付に係る事業の開始前には県内に事務所等を有していないなかったが、当該事業の開始に伴い県内に事務所等を有することとなる者を含む。以下同じ。）であって、本県におけるバイオ産業の創出に資する者をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、認定事業者を対象に、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき定められた実験室、動物飼育室及び居室（以下「施設」という。）の利用料金（以下「施設利用料」という。）の一部を助成することにより、本県バイオ産業関連企業の育成・発展と本県におけるバイオ産業の創出に資することを目的として、交付する。

(対象認定申請)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者（既認定事業者を除く。）は、認定事業者認定申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、県に提出しなければならない。

(対象認定)

第5条 商工労働部長は、前条の規定による申請（以下「認定申請」という。）を受けたときは、鳥取県補助金等審査会（鳥取県バイオ・創薬イノベーション支援補助金審査会。以下「審査会」という。）において審査する。

2 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置するものとする。

3 認定申請については、染色体工学技術及びその研究成果（以下「染色体工学技術等」という。）を活用（自社製品の安全性試験や化学分析等への活用等補助的に活用する場合を除く。以下同じ。）して、新しい製品、技術、サービスの開発及び事業化に取り組み、かつ、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有し、主体的に事業化に向けた調査・研究開発に取り組む能力を有する中小企業者等（本補助金の交付に係る事業の開始前には県内に事務所等を有していないなかったが、当該事業の開始に伴い県内に事務所等を有することとなる者を含む。以下同じ。）を認定事業者として認定する。

4 ② 商工労働部長は、前項の規定による審査の結果、認定申請の内容を適当と認めたときは、認定事業者として認定し、申請者にその旨を通知する。

(補助金の交付)

第6条 県は、前条の目的の達成に資するため、認定事業者が行う施設利用料の支払（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、施設利用料に2分の1を乗じて得た額以下とする。

3 本補助金の交付の対象となる期間は、平成24年4月1日以降の施設の利用を開始した日の属す

る月（以下「利用開始月」という。）から起算して36か月以内とする。ただし、平成24年4月1日前から引き続き施設の利用許可を受けている者にあっては、利用開始月を平成24年4月1日とみなす。

（交付申請の時期等）

第7条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号及び様式第3号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第8条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して20日を経過する日までに行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

（承認を要しない変更等）

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

- 2 第8条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第2号及び第3号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

（進捗状況の報告）

第11条 規則第17条第3項の規定による進捗状況の報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに様式第5号により提出するものとする。

（雑則）

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月7日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

認定事業者認定申請書

年　月　日

鳥取県知事　　様

(申請者)

所在地

企業名

代表者名

印

補助金の交付を受けたいので、とつとりバイオフロンティア施設利用料助成補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 認定申請者の概要

名　　称			
本社所在地			
業　　種			
創業年月日（法人設立年月日）	年　　月　　日		
資　本　金	千円	従業員数	人
事業概要			
最近3カ年の実績	年間売上高		
年　月～年　月	千円		
年　月～年　月	千円		
年　月～年　月	千円		

2 事業計画等

(1) 事業計画

○事業の必要性、目的、県内経済への波及効果など
○基盤となる技術の説明

(2) 資金計画

①運転資金計画

名称	金額	積算内訳
人件費		
その他経費		
計		

②資金調達計画

調達先	金額（千円）	備考
自己資金		
借入金		
その他		
計		

3 提出書類等

(1) 会社概要、定款その他貴社の活動内容又は事業内容がわかる資料

(2) 直近の決算書（貸借対照表及び損益計算書）

様式第2号（第7条、第10条関係）

年度とつとりバイオフロンティア施設利用料補助金事業計画（報告）書

《施設利用料負担状況》

(1) 年度

(単位：円)

室名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実験室													
動物飼育室													
居室													
計													

(2) 年度

(単位：円)

室名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実験室													
動物飼育室													
居室													
計													

(3) 年度

(単位：円)

室名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実験室													
動物飼育室													
居室													
計													

(4) 年度

(単位：円)

室名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
実験室													
動物飼育室													
居室													
計													

※上記の状況について施設の入居許可証の写しを添付すること。

※他の補助金の活用の有無（有・無）

- ・他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
- ・「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第3号（第7条、第10条関係）

とつとりバイオフロンティア施設利用料補助金収支予算（決算）書

1 収入の部

(単位：円)

区分	金額	摘要
自己資金		
補助金		
その他		
合計		

2 支出の部

(単位：円)

	補助対象経費	補助金所要額 (補助対象経費× 1/2)	摘要
施設利用料			
合計			

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

職 氏 名 印

年度とつとりバイオフロンティア施設利用料補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとつとりバイオフロンティア施設利用料補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は、「とつとりバイオフロンティア施設利用料補助金」とし、その内容は・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの金額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、とつとりバイオフロンティア施設利用料補助金交付要綱（平成24年4月1日付第201100197160号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第6条第2項の規定を適用して算定した額と前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第11条関係）

年　月　日

鳥取県知事　　様

住　所
名　称
代表者氏名

印

年度とつとりバイオフロンティア施設利用料補助金に係る補助事業進捗状況報告書

年　月　日付第　　号で交付決定通知のあった上記補助金に係る　　年度の進捗状況について、
とつとりバイオフロンティア施設利用料補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

記

予算の執行状況

(単位：円)

	算定基準額	交付決定額
交付決定額		
初年度の実績額		
次年度の予定（実績）額		
次々年度の予定（実績）額		
今後の執行予定		

[添付書類]・様式第3号に準じた明細（任意の様式で可）

- ・不要な欄は削除すること